

第3次静岡市耐震改修促進計画

～安心して暮らせる街をみんなの手で～



静 岡 市

令和5年4月

目 次

第1章 静岡市耐震改修促進計画とは

1-1 耐震改修促進計画策定の背景	1
1-2 東日本大震災と耐震改修促進法の改正	2
1-3 南海トラフ巨大地震の規模と想定される被害の状況	3
1-4 耐震改修促進計画の位置付けと目的	5
1-5 本計画とSDGs	6
1-6 計画期間	7
1-7 耐震化の目標	7

第2章 静岡市の耐震化の現状

2-1 住宅の耐震化の現状と耐震化率の推移	9
2-2 特定建築物の耐震化の現状と耐震化率の推移	11
2-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状	13
2-4 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状	13

第3章 耐震化を促進するための具体的な施策

3-1 基本的な取組方針	16
3-2 住宅の耐震化を促進するための施策	17
①耐震改修に係る補助制度	
・木造住宅に対する支援	
・非木造住宅に対する支援	
②耐震化を考えるための環境の整備	
・廉価で補強しやすい工法の紹介	
・各種専門団体の紹介	
・自己負担軽減制度の紹介	
③相談会、出前講座の実施	
④わが家の専門家診断で耐震診断まで完了している所有者への耐震化の啓発	
⑤空き家対策事業との連携	
3-3 特定建築物の耐震化を促進するための施策	19
①耐震改修に係る補助制度	
②アンケート調査による耐震化の情報提供・啓発	

	③個別訪問等による状況確認・相談会の実施	
3-4	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進するための施策	……20
	①耐震改修に係る補助制度	
	②個別訪問等による状況確認	
3-5	要安全確認計画記載建築物の耐震化を促進するための施策	……20
	①耐震改修に係る補助制度	
	②個別訪問等による状況確認・啓発	
3-6	その他の耐震化を促進するための施策	……21
	①ブロック塀等の安全対策、支援	
	・撤去、改善に係る補助制度	
	・ブロック塀の調査	
	・相談会の実施	
	②家具等の転倒防止	
	・家具等の固定に係る補助制度	
	③啓発活動	
	・広報活動	
	・広聴活動	
3-7	安心して耐震改修を行うための相談体制等の整備	……25
	①耐震相談窓口の設置	
	②専門技術者の検索・紹介体制の整備	
	・「静岡県耐震診断補強相談士（木造住宅の耐震診断・相談）」	
	・「減災ネットワーク地域相談員」	
	③関係行政機関との連携	
	④専門家の役割と行政との協働	
	⑤建築物の地震に対する安全性の認定	
	⑥長周期地震動への対応	
3-8	耐震化を促進させるための指導等	……26
3-9	関連する計画との連携、各課との協働	……33

第1章 静岡市耐震改修促進計画とは

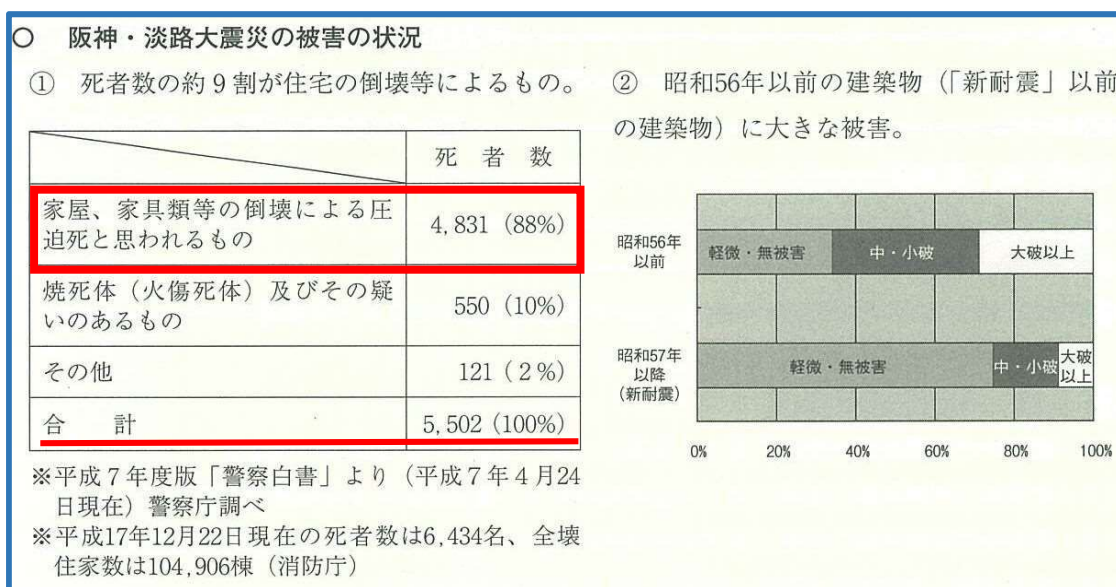
1-1 耐震改修促進計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は、5,502人であり、さらにこの内、約9割の4,831人が家屋や家具類等の倒壊による圧死が原因でした。(図1-1)

建築物の被害状況についての調査や分析によると、昭和56年5月以前の旧耐震基準^(※)で建築された建築物の被害が大きいことが明らかになりました。また、旧耐震基準で建築された住宅が密集した地域では、倒壊した家屋が道路を閉塞させることで、避難や救出の妨げ、火災が広がるなど、被害を拡大させました。

この教訓を踏まえて、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」が制定されました。

図1-1 「阪神・淡路大震災の被害状況」



出典：「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説」

その後、平成16年10月の新潟県中越地震などの大規模地震が頻発したこともあり、早期に耐震化を進め地震による死者数を半減させることを目的に、平成17年に耐震改修促進法が改正されました。

耐震改修促進法に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示)(以下、「基本方針」という。)」が示されました。

基本方針では、10年後の平成27年までに東海、東南海、および南海地震における死者

※旧耐震基準：昭和56年6月1日に建築基準法の耐震基準が抜本的に改正されました。
本計画では、改正前の耐震基準を「旧耐震基準」、改正後の耐震基準を「新耐震基準」とします。

数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について平成 27 年度末までに 90%にすることを目標としました。

また、基本方針では、耐震改修等の目標値を示した都道府県耐震改修促進計画の策定が義務付けされており、静岡県は「静岡県耐震改修促進計画」（平成 18 年）を策定し、現状の耐震化率を平成 27 年度末までに 90%にすることを目標としました。

本市では、耐震改修促進法及び静岡県耐震改修促進計画に基づき、具体的な目標達成に向け必要な施策を定めた「静岡市耐震改修促進計画」を平成 20 年 3 月に策定しました。

1-2 東日本大震災と耐震改修促進法の改正

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、想定を超える甚大な被害をもたらしました。また、南海トラフ巨大地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると東日本大震災を上回る被害が想定されています。



東日本大震災による建物の被害状況（平成 23 年 3 月 11 日）

このことから、想定される被害を未然に防止するためには建築物の耐震化をより促進していくために、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正されました。

これまで旧耐震基準により建築された特定建築物の所有者には、「耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努めなければならない。」とする努力義務が課されていましたが、この改正では、旧耐震基準により建築された全ての建築物（以下、「既存耐震不適格建築物」[※] という。）の所有者に耐震化への努力義務が課せられることとなりました。

耐震改修促進法に合わせて改正された基本方針（平成 25 年 11 月）では、住宅の耐震化率を令和 2 年度末までに 95%にするという、新たな目標が設定されました。

また、中央防災会議が発表した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月）」においては、現被害想定から今後 10 年間で死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割減少させるため、住宅の耐震化率を令和 2 年度末までに 95%とするなどの具体的な目標

※ 既存耐震不適格建築物：地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けるものとします。

が示されました。

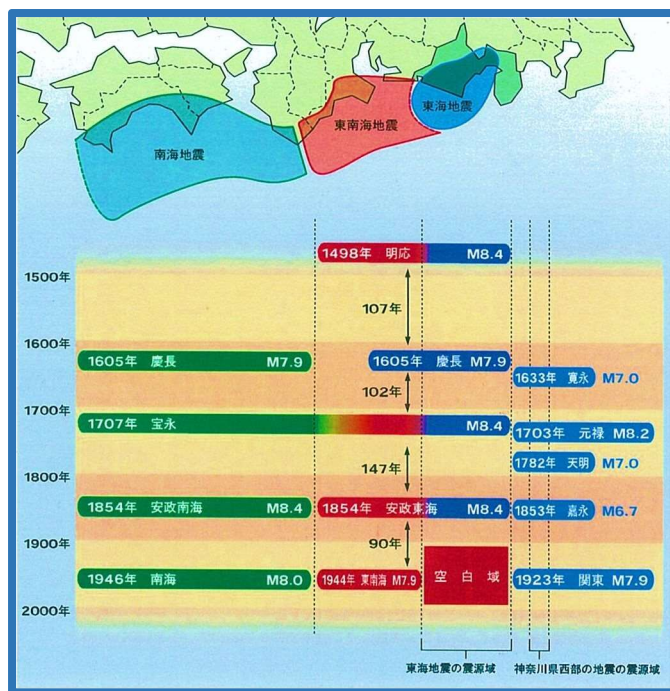
さらに、令和3年12月21日に基本方針を改正し、耐震性が不十分な住宅を令和12年度までにおおむね解消、耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（以下、「耐震診断義務付け対象建築物」という。）を令和7年度までにおおむね解消するとされました。

1-3 南海トラフ巨大地震の規模と想定される被害の状況

日本列島の太平洋岸のフィリピン海プレートが潜り込む東海地域から四国沖にかけては、100～150年の周期で、ほぼ同じ場所で、ほぼ同じ規模の地震が繰り返し起こっています。1854年の安政東海地震の後、東海地方より西側では、1944年（昭和19年）の東南海地震や1946年（昭和21年）の南海地震が発生し、地震のエネルギーが放出したと考えられています。

しかしながら、駿河湾から遠州灘にかけては、1854年の安政東海地震以来大きな地震が起きておらず、地震活動の空白域とよばれ、地震のエネルギーが蓄積されており、近い将来、大規模地震の発生が危惧されています。（図1-2）

図1-2 太平洋岸で起こった過去の大規模地震と想定震源域



出典：「静岡県地震防災ガイドブック」

地震災害対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成 26 年に公表した「全国地震動予測地図（2014 年版）」によれば、今後 30 年以内に震度 5 弱以上の地震が発生する確率は 89.6%と非常に高い数値となっており、あらためて、発生の切迫性が指摘されています。

また、中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の報告では、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの地震・津波の被害想定は、これまでの想定を大きく上回るものとなっています。

静岡県では、東日本大震災を教訓とし、また、中央防災会議防災対策推進検討会議による被害想定を踏まえ、「静岡県第 4 次地震被害想定（平成 25 年）」を発表しました。

「静岡県第 3 次地震被害想定（平成 13 年）」では、想定される地震をマグニチュード 8 程度とし、震度 6 弱から 7 における被害状況を想定していましたが、新たな被害想定では、「発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（マグニチュード 8.0～8.7）」を「レベル 1 の地震・津波」とし、「発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（マグニチュード 9.0 程度）」を「レベル 2 の地震・津波」として、これら二つのレベルの地震・津波を想定対象としています。

静岡県第 4 次地震被害想定では、市内における人的被害として、最大の死者数は 15,300 人（レベル 2）、その内、建物倒壊に起因する死者数は 1,700 人としています。

また、物的被害として、最大の建物全壊・焼失数は 93,000 棟（レベル 2）、その内、揺れや液状化に起因する全壊数は 47,370 棟としており、甚大かつ深刻な被害を想定しています。（表 1-1）

表 1-1 南海トラフ巨大地震等の市内における被害想定

人的被害（死者数）				（単位：人）
		死者数		備 考
		内、建物倒壊起因		
レベル1 の 地震・津 波	市内計	2,600	1,100	(※)
	葵区	1,100	500	冬・夕方
	駿河区	800	300	冬・夕方
	清水区	700	300	冬・夕方
レベル2 の 地震・津 波	市内計	15,300	1,700	(※)
	葵区	1,100	600	基本ケース冬・深夜、火災は冬・夕方
	駿河区	2,200	400	基本ケース冬・深夜、火災は冬・夕方
	清水区	12,000	700	東側ケース冬・深夜、火災は冬・夕方
物的被害（全壊・焼失数）				（単位：棟）
		全壊・焼失数		備 考
		内、揺れ・液状化起因		
レベル1 の 地震・津 波	市内計	81,000	40,370	(※)
	葵区	30,000	15,100	冬・夕方
	駿河区	24,000	12,070	冬・夕方
	清水区	27,000	13,200	冬・夕方
レベル2 の 地震・津 波	市内計	93,000	47,370	(※)
	葵区	30,000	15,100	基本ケース冬・夕方
	駿河区	24,000	12,070	基本ケース冬・夕方
	清水区	39,000	20,200	東側、津波は陸側ケース冬・夕方

※ 人的被害・物的被害とも、数値は各ケースの最大値を抽出しているため、合計値は参考値とします。

出典：静岡県第4次地震被害想定

1-4 耐震改修促進計画の位置付けと目的

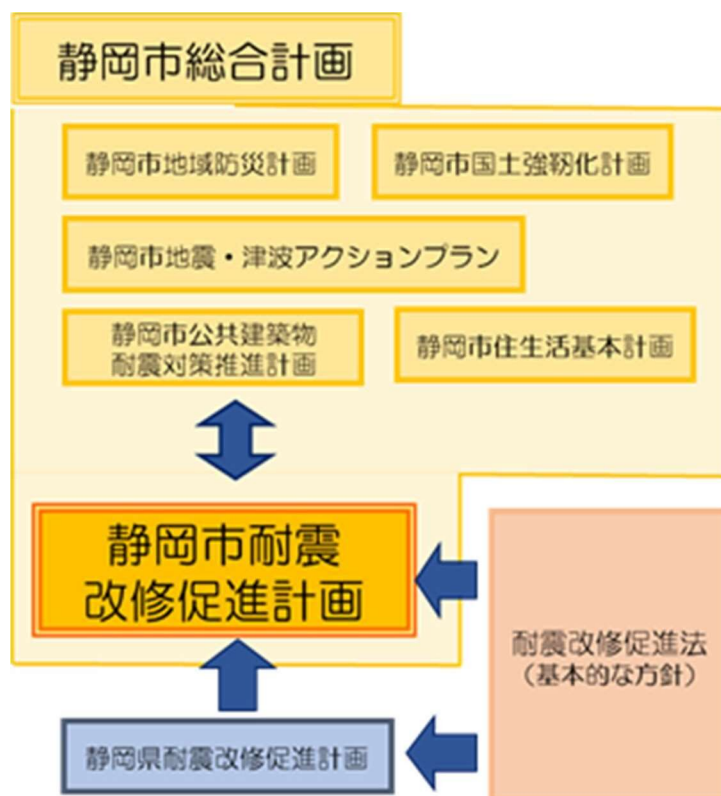
静岡市では、平成28年度から令和2年度までの5か年で住宅、特定建築物の耐震化率を95%とすることを目標に「第2次静岡市耐震改修促進計画」を策定し、これまで耐震化の促進に取り組んできました。

令和2年度をもって計画期間が満了しましたが、今後も更なる耐震化を行っていくために、静岡市では、第3次静岡市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、耐震改修促進法に基づき策定されるもので、【基本方針】及び【静岡県耐震改修促進計画】との整合を図るとともに、【静岡市地域防災計画】、【静岡市国土強靱化計画】等関連計画と連携・補完を図りながら、本市が目指す【安心して暮らせるまちをみんなの手で】の実現に向けて、建築物の耐震化を促進するための具体的な目標と取り組む施策を定めるものです。（図 1-3）

本計画は、地震による被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、すべての建築物等の耐震改修を中心とした防災・減災対策を迅速かつ計画的に推進することを目的とします。



図 1-3 静岡市耐震改修促進計画の位置付け



1-5 本計画とSDGs

SDGs とは、2015 年 9 月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標と 169 のターゲットを掲げています。

本計画では、SDGs の達成のため、下図のとおり取り組んでいきます。

目 標	取 組
	地震等の自然災害による死者や被災者数及び経済的損失を大幅に減らす。
	地震等の自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) 及び適応能力を強化する。

1-6 計画期間

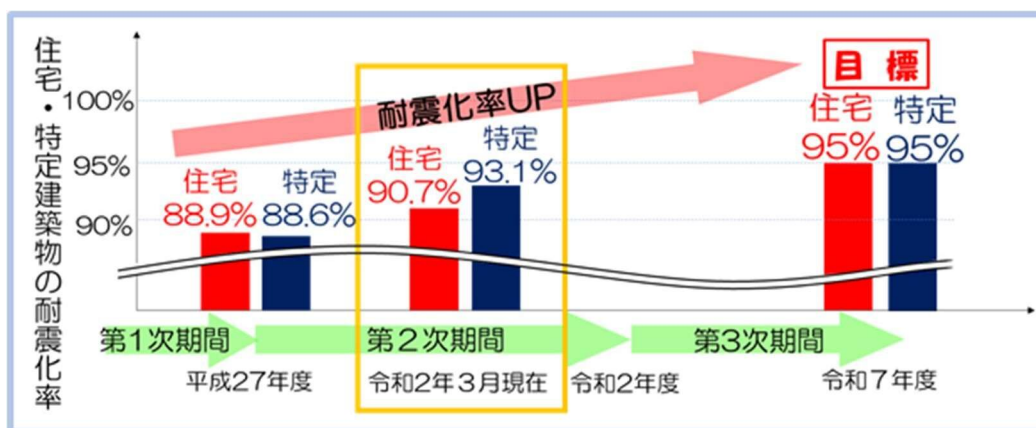
本計画はこれまで、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間で第 1 次計画期間、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で第 2 次計画期間としてきました。

しかしながら南海トラフ巨大地震の発生が想定される中、更なる建築物の耐震化の促進が必要であり、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で第 3 次計画期間として定めます。

なお、耐震化の実施状況や社会情勢の変化によって、計画内容を検証し、必要に応じて適宜計画の内容を見直すこととします。

1-7 耐震化の目標

本計画では、大規模地震等に起因する建物に倒壊や津波による人的被害を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割減少させるため、国、及び静岡県での耐震化の目標を鑑みて、住宅・特定建築物の耐震化率を 95% することを目標とします。



第1次静岡市耐震改修促進計画【平成20年度～平成27年度】の目標

平成27年度末までに

- ①住宅の耐震化率を90%
- ②多数の者が利用する特定建築物^(※)の耐震化率を90%

第2次静岡市耐震改修促進計画【平成28年度～令和2年度】の目標

令和2年度末までに

- ①住宅の耐震化率を95%
- ②多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を95%

第3次静岡市耐震改修促進計画【令和3年度～令和7年度】の目標

令和7年度末までに

- ①住宅の耐震化率を95%
- ②多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を95%

第2章 静岡市の耐震化の現状

2-1 住宅の耐震化の現状と耐震化率の推移

本計画において住宅とは、戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅とします。

住宅の耐震化の現状は、住宅総数 282,440 戸のうち、昭和 56 年 5 月以前（旧耐震基準）の建築物が 68,744 戸となっています。

68,744 戸のうち、令和 2 年 3 月末時点において 42,379 戸が耐震性有と判断されることから、昭和 56 年 6 月以降（新耐震基準）に建築された建築物 213,696 戸とあわせると、256,075 戸となり、令和 2 年 3 月末の耐震化率は 90.7%となります。（表 2-1）（図 2-1）

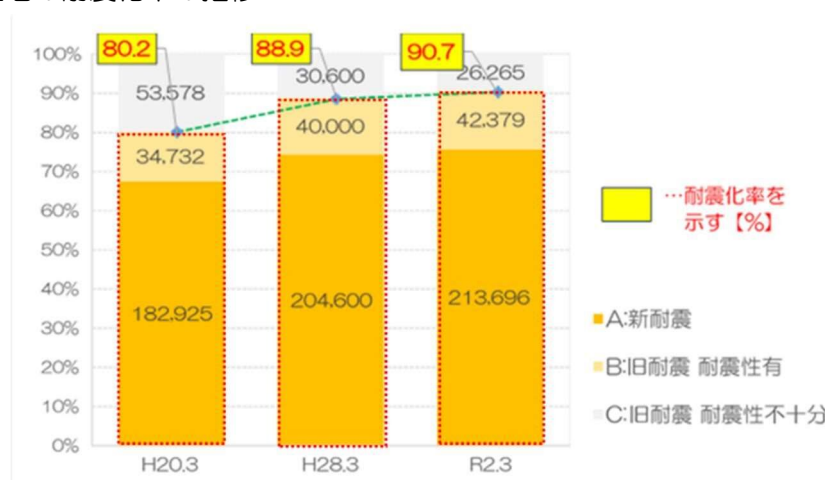
平成 19 年からの耐震化率の推移を見ると、平成 19 年度末の 80.2%から令和元年度末で 90.7%へと 10.5%上昇しましたが、第 2 次静岡市耐震改修促進計画の目標 95%から 4.3%下回っています。（図 2-1）

表 2-1 住宅の耐震化の現状（単位：戸）

（令和 2 年 3 月末現在）

区分	新耐震 (A)	旧耐震 (B+C)		住宅総数 (A+B+C)	耐震性有住宅数 (A+B)
		うち耐震性あり (B)			
木造	128,288	40,592		168,880	153,287
		24,999			
非木造	85,408	28,152		113,560	102,788
		17,380			
合計	213,696	68,744		282,440	256,075
		42,379			

図 2-1 住宅の耐震化率の推移



※耐震化率は、「住宅・土地統計調査結果」等による推計値です。

※住宅の耐震化率の算出方法

$$\text{耐震化率【\%】} = \frac{\text{耐震性のある住宅 (A + B)}}{\text{住宅の総数 (A + B + C)}} \times 100$$

- A : S56.6.1 以降に建築された住宅（新耐震基準で建築された住宅）
 B : S56.5.31 以前の建築で、耐震性がある住宅（耐震改修したものを含む）
 C : S56.5.31 以前の建築で、耐震性が不足する住宅

また今後、平成 28 年 3 月～令和 2 年 3 月までの推移で耐震化が行われると仮定し、第 2 次耐震改修促進計画での目標値を比較すると、耐震性有の住宅数におよそ 10,829 戸の差が生じます。

住宅の耐震化を進めていくうえでの課題を、次のように考えています。

- ①耐震化の重要性及び各種補助制度について所有者に情報が行き届いていない。
 建物の所有者が対象となる住宅に居住していない場合や DM やチラシ等の郵便物を確認していない可能性があります。
→危険性や必要性を周知するにあたり、その方法の検討や周知活動の強化が必要。

- ②耐震診断は行っているのに、耐震工事まで完了していない。
 表 2-2 を見ると、耐震診断（わが家の無料診断）の実績と比較すると、耐震工事の実績がおよそ 8,000 件少なくなっています。（=8,000 件が耐震診断までしか行われていない。）

表 2-2 木造住宅の補助実績

	～H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累計
わが家の専門家診断事業	8756	371	563	349	400	228	202	135	125	367	390	469	295	12650
木造住宅補強計画策定費補助事業	2354	311	378	312	305	224	201	99	119	189	260	227	123	5102
木造住宅耐震補強事業	2019	234	256	387	203	222	186	97	107	152	230	194		※1

※1：平成 30 年度までは木造住宅補強計画策定事業と木造住宅耐震補強事業がそれぞれ別の事業でしたが、令和元年度より補強計画・補強工事が一体となった木造住宅耐震補強助成事業になりました。

→8,000 戸の建物所有者に耐震化の弊害となるものを聞き取るとともに誘導が必要。

2-2 特定建築物の耐震化の現状と耐震化率の推移

特定建築物^(※)とは、以下の項目に該当する建築物とします。

①多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

- ・学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で、政令で定める規模以上のもの

②その他の特定建築物

- ・危険物の貯蔵、処理する建築物（法第14条第2号）

火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

- ・防災拠点建築物（法第5条第3項第1号）

大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物で、県耐震改修促進計画に定めるもの

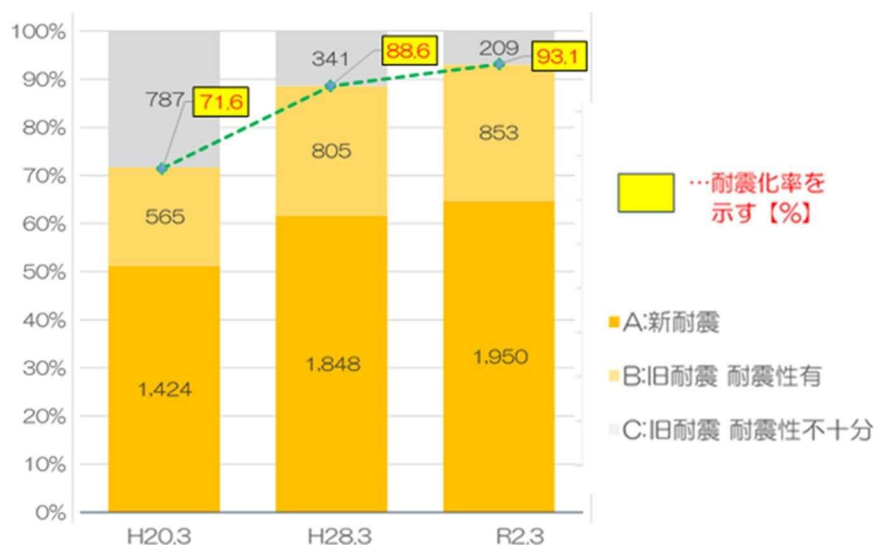
本計画では、①の「多数の者が利用する建築物」について目標を設定します。

特定建築物の耐震化の現状は、本市の実態調査結果によると建築物総数3,012棟のうち、昭和56年5月以前（旧耐震基準）の建築物が1,062棟となっています。（表2-3）

1,062棟のうち、令和2年3月末時点において853棟が耐震性有と判断されることから、昭和56年6月以降（新耐震基準）に建築された建築物1,950棟とあわせると、2,803棟となり、令和2年3月末の耐震化率は93.1%となります。

耐震化率の推移を見ると、平成19年度末の71.6%から令和元年度末で93.1%へと21.5%上昇しましたが、第2次静岡市耐震改修促進計画の目標95%から1.9%下回っています。（図2-3）

図2-3 特定建築物の耐震化率の推移



※ 特定建築物：耐震改修促進法の改正（平成25年11月）では、「特定建築物」（改正前）を「特定既存耐震不適格建築物」（改正後）としておりますが、第1次、第2次計画と整合を図るため、本計画においては「特定建築物」を上記のとおり定義します

表 2-3 多数の者が利用する特定建築物*の耐震化の現状（単位：棟）

区分	新耐震 (A)	旧耐震 (B+C)		建築物総数 (A+B+C)	耐震性有建築物数 (A+B)
		うち耐震性 あり (B)			
多数の者が利 用する建築物 (法第 14 条 第 1 号)	1,950	1,062		3,012	2,803
		853			

※耐震化率は、「静岡市特定建築物実態調査」等による推計値です。

※特定建築物の耐震化率の算出式

$$\text{耐震化率【\%】} = \frac{\text{耐震性のある特定建築物 (A + B)}}{\text{特定建築物総数 (A + B + C)}} \times 100$$

A : S56.6.1 以降に建築された特定建築物（新耐震基準で建築された特定建築物）

B : S56.5.31 以前の建築で、耐震性がある特定建築物（耐震改修したものを含む）

C : S56.5.31 以前の建築で、耐震性が不足する特定建築物

特定建築物の耐震化を進めていくうえでの課題として、次のように考えています。

所有する建築物が特定建築物であることや耐震化の必要性について情報が行き届いていない、また耐震化を行いたいと思っても、相談先や改修方法がわからない。

→耐震化の必要性についての普及啓発や改修方法についての相談の実施が必要。

2-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

要緊急安全確認大規模建築物は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物で、政令で定める規模以上のものをいいます。

要緊急安全確認大規模建築物は、耐震診断結果の報告が義務化された建築物です（報告期限は平成27年12月までとなっており、現在は全て報告済）。静岡市には67棟が現存しており、そのうち耐震性を有する*要緊急安全確認大規模建築物が64棟、耐震改修を実施中の要緊急安全確認大規模建築物が1棟、令和5年3月末の耐震化率は、95.5%となります。（表2-4）

表2-4 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状（単位：棟）

区分	耐震性あり (A)	耐震性なし (B)	建築物棟数 (A+B)
要緊急 安全確認 大規模建築物	64	3	67

※要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率の算出式

$$\text{耐震化率【\%】} = \frac{\text{耐震性のある建築物 (A)}}{\text{建築物総数 (A + B)}} \times 100$$

A：耐震診断の結果耐震性がある要緊急安全確認大規模建築物

B：耐震診断の結果耐震性がない要緊急安全確認大規模建築物

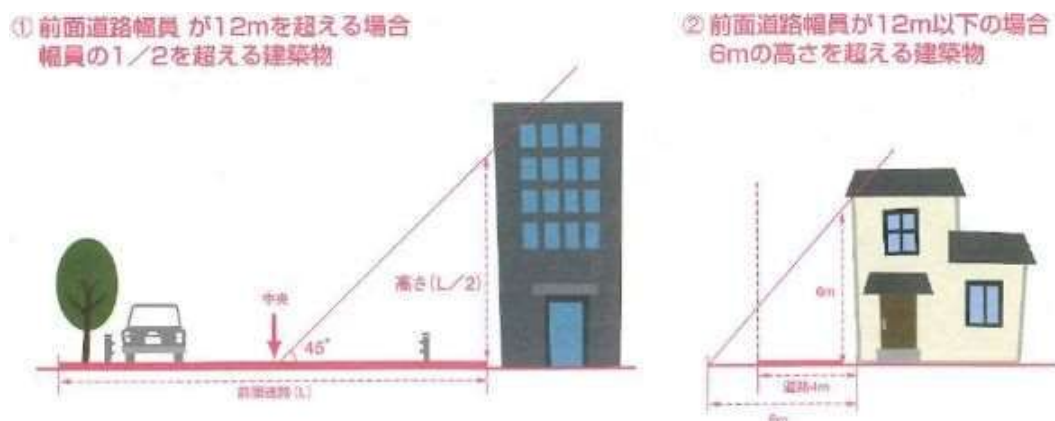
※耐震性を有する…地震に対する安全性の評価が「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」であるものをいいます。（耐震改修、建替したものを含む）

2-4 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

要安全確認計画記載建築物は、地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある政令で定める建築物であって、その敷地が県または市の耐震改修促進計画に記載された道路に接し、一定以上の高さを有する建築物（図2-4、図2-5）及び都道府県が指定する防災拠点建築物をいいます。静岡県において防災拠点建築物は指定されていないことから、静岡市では、前者のみを対象とします。

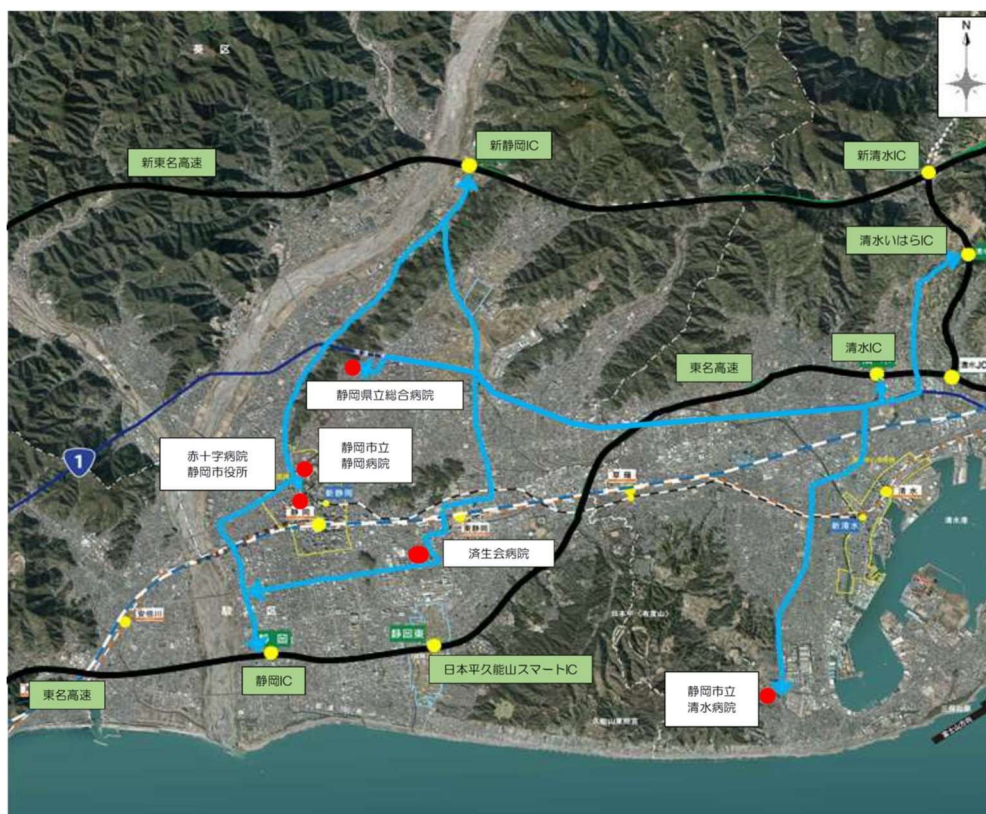
要安全確認計画記載建築物は、耐震診断の報告が義務化された建築物です（報告期限は令和4年3月末までとなっており、現在は全て報告済）。対象建築物は35棟あり、そのうち耐震性を有する要安全確認計画記載建築物が12棟となり、令和5年1月公表時の耐震化率は34.2%となります。（表2-5）

図2-4 要安全確認計画記載建築物の高さの要件



出典：一般財団法人日本建築防災協会「耐震診断・耐震改修のススメ」より抜粋

図2-5 静岡市で指定する緊急輸送ルート（水色の路線）



→詳しい路線名については、資料編「緊急輸送ルートの路線一覧」を参照

表2-5 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状（単位：棟）

区分	耐震性あり (A)	耐震性なし (B)	建築物棟数 (A+B)
要安全 確認計画 記載建築物	12	23	35

※要安全確認計画記載建築物の耐震化率の算出式

$$\text{耐震化率【\%】} = \frac{\text{耐震性のある建築物 (A)}}{\text{建築物総数 (A + B)}} \times 100$$

A：耐震診断の結果耐震性がある要安全確認計画記載建築物

B：耐震診断の結果耐震性がない要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物の耐震化を進めていくうえでの課題として、次のように考えています。

所有する建築物の耐震化を行いたいと思っても、相談先や改修方法がわからない。

→耐震化の必要性についての普及啓発や改修方法についての相談の実施が必要。

第3章 耐震化を促進するための具体的な施策

3-1 基本的な取組方針

平成20年に策定された静岡市耐震改修促進計画では、国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、「**安心して暮らせる街をみんなの手で**」をスローガンに、行政のみでなく所有者、建築技術者と手を取り合い、それぞれの役割と責務を果たすことにより耐震化に取り組んでいきます。

またウィズコロナ、アフターコロナにおける、相談会や説明会の実施については、三密（密集、密接、密閉）を避けるよう十分な配慮を行います。

○建築物の所有者の役割【自助】

建築物を耐震化することは、自身や家族の生命や生活基盤を保全するためだけでなく、周辺の道路や建築物へ及ぼす被害の未然防止にもつながります。そのため所有者は、その地域の防災対策という意識を持ち、主体的に建築物の耐震化に取り組む必要があります。

特に、防災上重要な道路の沿道や防災時の避難路、避難所周辺の建築物などは、災害発生時の避難や救助、復旧・復興活動等に大きな支障を及ぼす可能性のある建築物及び不特定多数の第三者が日常的に利用することを前提としている建築物については、早急に対策を講じることが求められます。

○建築技術者の役割【共助】

建築技術者は、建築物を通じて市民の生命や生活基盤の保全に重要な関りを持って事業活動を行っていることを十分認識し、設計、建設、販売、管理ではそれぞれ建築物の「安全性」、「品質」、「性能」を確保する責務があります。

事業活動を行う際には、建築物の安全性に関する情報提供を行うなど、地域社会との信頼関係の構築を図るよう努めることが求められます。また、他の改修工事に併せた耐震改修など、建築物の所有者を耐震化へ誘導することが期待されます。

○静岡市の役割【公助】

市有の建築物（公共建築物）については、今後の施設のあり方や利活用を検討し、耐震改修だけでなく、建替えや除却を視野に入れ耐震化を進めていきます。また、市民や市内事業者が所有する建築物の耐震化の促進に向け、国及び静岡県と連携しながら、その必要性に関する普及・啓発や相談体制の充実、さらには耐震性の向上に関わる制度の充実など、市民が耐震化に取り組みやすい環境づくりを進めます。

3-2 住宅の耐震化を促進するための施策

①耐震改修に係る補助制度

- ・木造住宅に対する支援

【耐震診断】…わが家の専門家診断事業〔継続〕

木造住宅の耐震診断を希望する所有者に対し、無料で専門家を派遣して簡易な耐震診断を行い、住宅の耐震性の実態の把握及び耐震化を進めていくきっかけとします。

→詳細は、資料編「木造住宅補助制度の概要」を参照

【補強計画・補強工事】…木造住宅耐震補強事業〔継続〕

耐震診断により耐震性能が不足していることがわかった木造住宅について、耐震性を有するための補強計画策定と補強工事に係る費用の助成を行うことで、所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促していきます。

→詳細は、資料編「木造住宅補助制度の概要」を参照

木造戸建住宅等の補助事業パンフレット

- ・非木造住宅に対する支援

【耐震診断】…非木造住宅耐震診断事業〔継続〕

非木造住宅の耐震診断を希望する所有者に対し、耐震診断に係る費用の助成を行い、住宅の耐震性の実態の把握及び耐震化を進めていくきっかけとします。

→詳細は、資料編「非木造住宅補助制度の概要」を参照

②耐震化を考えるための環境の整備

• 廉価で補強しやすい工法の紹介 [継続]

過去の耐震改修の事例から、比較的廉価で行える工法を HP や相談会にて紹介し、耐震工事にかかる工事費の低減につながる工法を検討していきます。

• 各種専門団体の紹介 [継続]

建築関係の知り合い等がおらず、「何からすればいいのか」、「誰に相談すればいいのか」お困りの方々に、建築関係の各種団体を紹介します。

• 自己負担軽減制度の紹介 [継続]

資金計画等が原因で耐震工事へと踏み出せない方たちのために、リバースモーゲージ※（※各社、各行のよって名称が異なります。）などの現金での自己負担が伴わない高齢者でも利用可能な融資制度の情報提供を行います。

③相談会、出前講座の実施 [継続]

「市や耐震改修の専門技術者から直接話を聞いてみたい」などの要望や相談に応えるため、専門技術者団体の協力のもと、市内各地域において「耐震合同説明会」等を開催し、気軽に相談できる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



耐震合同説明会（葵・城内・安西自治会）

出前講座（あさがおクラブ）

④わが家の専門家診断で耐震診断まで完了している所有者への耐震化の啓発 [新規]

耐震診断まで完了している所有者を対象に、電話連絡、DM による耐震化の実態の調査をし、耐震化が進んでない所有者に対し、再び補助制度の説明をするとともに、希望者に対して建築士を交えた相談会の実施し、耐震化を促していきます。

⑤空き家対策事業との連携 [新規]

住宅政策課の空き家対策事業と連携を取り、旧耐震基準で建てられた空き家の所有者に対し、適切な管理を依頼する際、耐震の重要性を説明し、解体を含めた耐震化を促していきます。

3-3 特定建築物の耐震化を促進するための施策

①耐震改修に係る補助制度

【耐震診断】建築物耐震診断事業〔継続〕

特定建築物の耐震診断を希望する所有者に対し、耐震診断に係る費用の助成を行い、建築物の耐震性の実態の把握及び耐震化を進めていくきっかけとします。

[→詳細は、資料編「特定建築物補助制度の概要」を参照](#)

【補強計画】建築物補強計画策定事業〔継続〕

耐震診断により耐震性能が不足していることがわかった特定建築物について、耐震性を有するための補強計画策定に係る費用の助成を行うことで、所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促していきます。

[→詳細は、資料編「特定建築物補助制度の概要」を参照](#)

【補強工事】建築物耐震補強事業〔継続〕

補強計画に基づいた補強工事に係る費用の助成を行うことで、所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促していきます。

[→詳細は、資料編「特定建築物補助制度の概要」を参照](#)

②アンケート調査による耐震化の情報提供・啓発〔継続〕

特定建築物の所有者に対するアンケート調査を定期的実施し耐震化の状況の実態把握をするとともに、今後の改修の計画のヒアリング、助成制度の周知啓発を図り、耐震化を促していきます。

③個別訪問等による状況確認・相談会の実施〔継続・強化〕

特定建築物の所有者には、必要に応じて個別訪問をし、建築物の耐震化の重要性を認識してもらい、耐震化を促していきます。

希望者を対象に、建築士を交えた相談会を実施し、耐震化に踏み出せない理由や現在の建築物の状況、今後の活用方針などから、どのように耐震化を図っていくことができるか、建替えや解体を含めて、所有者と一緒に考えていくことで耐震化を促していきます。

3-4 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進するための施策

①耐震改修に係る補助制度

【補強設計】〔継続〕

耐震診断により耐震性能が不足していることがわかった要緊急安全確認大規模建築物について、耐震性を有するための補強計画策定に係る費用の助成を行うことで、所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促していきます。

[→詳細は、資料編「要緊急安全確認大規模建築物補助制度の概要」を参照](#)

【補強工事】〔継続〕

補強計画に基づいた補強工事に係る費用の助成を行うことで、所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促していきます。

[→詳細は、資料編「要緊急安全確認大規模建築物補助制度の概要」を参照](#)

②個別訪問等による状況確認〔継続〕

要緊急安全確認大規模建築物の所有者へは、個別訪問や電話連絡を用い、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の重要性を再度認識してもらい、解体・建替を含めた耐震化を促していきます。

3-5 要安全確認計画記載建築物の耐震化を促進するための施策

①耐震改修に係る補助制度

【補強設計】〔継続〕

耐震診断により耐震性能が不足していることがわかった要安全確認計画記載建築物について、耐震性を有するための補強計画策定に係る費用の助成を行うことで、所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促していきます。

[→詳細は、資料編「要安全確認計画記載建築物補助制度の概要」を参照](#)

【補強工事】〔継続〕

補強計画に基づいた補強工事に係る費用の助成を行うことで、所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促していきます。

[→詳細は、資料編「要安全確認計画記載建築物補助制度の概要」を参照](#)

【除却工事】〔新規〕

耐震診断により耐震性能が不足していることがわかった要安全確認計画記載建築物について、除却工事に係る費用の助成を行うことで、所有者の費用負担を軽減し、

耐震化を促していきます。

[→詳細は、資料編「要安全確認計画記載建築物補助制度の概要」を参照](#)

②個別訪問等による状況確認・啓発〔継続・強化〕

要安全確認計画記載建築物の所有者には、必要に応じて個別訪問をし、建築物の耐震化の重要性を認識してもらい、耐震化を促していきます。

希望者を対象に、建築士を交えた相談会を実施し、耐震化に踏み出せない理由や現在の建築物の状況、今後の活用方針などから、どのように耐震化を図っていくことができるか、建替えや解体を含めて、所有者と一緒に考えていくことで耐震化を促していきます。

3-6 その他の耐震化を促進するための施策

①ブロック塀等の安全対策、支援【共助・公助】

【撤去・改善に係る補助制度】〔継続〕

建築物の倒壊以外にも、地震発生に伴いブロック塀が倒壊や転倒することにより、その下敷きになり死傷者が発生し、また、道路を塞ぐことにより避難や救援活動の妨げになる場合があります。そのため、これらの被害を防ぎ、避難路等の確保を行うため、補助事業を実施していきます。

[→詳細は、資料編「ブロック塀等の撤去・改善補助制度の概要」を参照](#)

【ブロック塀の調査】〔継続〕

市内にあるブロック塀の調査を自治会などと連携しながら行い、実態の把握に努めていきます。また所有者には、調査結果とともに、倒壊の恐れのあるブロック塀の危険性の周知、補助制度の紹介を図ります。

ブロック塀等の所有者の皆さま

静岡市建築指導課職員が、「道路沿い・地面から80cm以上の
ブロック塀・レンガ塀・石塀の所有者」にお配りしています。

あなたの家の塀は安全ですか？

平成30年6月「大阪北部を震源とする地震」をはじめ、
過去の地震において「ブロック塀等の倒壊」による
被害が発生しています。
被害をおこさないよう、周辺の方に迷惑をかけないよう、
日頃より「安全点検」を行いましょう。

■ 相談窓口
本チラシや調査内容・補助制度について
●静岡市建築指導課 安全推進係(静岡庁舎 5階)
TEL(054)221-1124 FAX(054)221-1135

見積・撤去工事依頼について
●公益社団法人日本エクステリア建設業協会
TEL(054)206-2140
FAX(054)206-2141

静岡市 建築指導課職員が「ブロック塀等の点検把握調査」を実施しております。

訪問日・外観の簡易な調査結果をお知らせします。
本チラシを投函させていただきます。お不明な点は、建築指導課 安全推進までお問い合わせください。

訪問日時 月 日 () 時 頃

以下点検項目で一つでも不適合(X)があれば、倒壊の危険性があります。専門家に相談し、撤去等もご検討ください。不適合(X)が無い方も、「4 健全性」については日頃から点検をお願いします。

A ブロック塀 静岡県「ブロック塀の点検と改善」の指導基準

点検項目	点検内容	判定
1 高さ	築の高さが道路面から2.0m以下(危険箇所がある場合は高さから)	
2 厚さ	築の厚さが15cm以上(築の高さが2.0m以下の場合10cm以上)	
3 控え壁	築の高さが3.2m以下(ただし、4.0m以上突出した控え壁がある(築の高さが1.2m以上の場合))	
4 健全性	目立つ亀裂やひび割れ、つらつき、変色が無い	
5 基礎	コンクリートの基礎がある	

B 組積造(石、レンガ等)の塀 建築基準法施行令第61条の基準

点検項目	点検内容	判定
1 高さ	築の高さが道路面から1.2m以下(危険箇所がある場合は高さから)	
2 厚さ	築の高さが1.1(1.0)以上の場合は(築の高さが1.2mの場合は1.2m以上)	
3 控え壁	築の高さが4.0m以下(ただし、築の高さが1.1m以上突出した控え壁がある)	
4 健全性	目立つ亀裂やひび割れ、つらつき、変色が無い	
5 基礎	コンクリートの基礎がある	

●静岡市のブロック塀等耐震化促進事業補助制度

●撤去事業：「道路や避難地帯で地面から80cm以上、地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀等」の撤去工事に対し、**上限10万円**補助

注意事項 ●補助事業は、撤去前の事前申請 ※全ての殆を撤去すること ※補助対象外の費用 ※撤去する場合は、撤去後に撤去する際、撤去補助金のため「撤去費用」が確保される必要があります。 ※申請書等は、静岡市HPにもあります。撤去見積・工事は、知り合いの業者が、チラシ裏面の問い合わせ先にご相談ください。

ブロック塀調査票

【相談会の実施】〔継続〕

「市や専門技術者から直接話を聞いてみたい」などの要望や相談に応えるため、専門技術者団体の協力のもと、市内各地域において「ブロック塀等合同説明会」を開催し、気軽に相談できる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。

②家具等の転倒防止〔継続〕

建築物等の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等が転倒することにより、死傷者の発生や避難・救助活動の妨げになる場合があります。そのため、住宅における地震対策の一つとして、家具等の固定費用の補助事業を引き続き実施してまいります。

→詳細は、資料編「家具等の固定費用の補助制度の概要」を参照

③啓発活動〔継続〕

建築物の耐震化を進めていくためには、情報提供と相談体制の充実を図り、所有者等に継続的かつ効果的な普及活動を行うことが重要です。事前の耐震対策の必要性を繰り返し呼び掛けていくなど、耐震化に取り組みやすい環境づくりに向けて、今後も、広報活動、広聴活動による積極的なPR活動を実施してまいります。

・広報活動

耐震対策の必要性や補助制度等の耐震関連情報については、広報紙やパンフレット等の配布、テレビやラジオ、新聞、インターネットなど様々な媒体を活用し、市民のみなさんに広く、よりわかりやすく提供してまいります。

1 パンフレット等の作成とその活用〔継続〕

本市の耐震対策補助制度の概要や木造住宅の耐震診断から補強工事までの流れを掲載した市耐震対策事業パンフレット等を作成し、これらを昭和 56 年5月以前の住宅が多い地区への戸別配布や回覧を行うとともに、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会に配布し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について広く市民へ普及啓発を図っていきます。

2 市政出前講座等の開催〔継続〕

庁内や自治会などと連携し、地域の会合で市政出前講座「大丈夫ですか？おうちの耐震！」等を開催することにより、耐震対策を地域の課題として意識していくための取り組みを行っていきます。

また、各種イベントや子供たちの授業、高齢者の集まる機会などに積極的に参加し、市政出前講座やパネル、模型を使った「耐震教室」などを開催することにより、子供から大人まで対象者に合わせたわかりやすい方法で防災意識の啓発を図っていきます。

3 防災マップ、防災情報の活用〔継続〕

本市及び静岡県が公開する防災マップや防災情報を市政出前講座等で活用することにより、市民への防災情報の普及を図っていきます。

・ 広聴活動

一般市民や旧耐震基準建築物の所有者等を対象に適宜「アンケート調査」や「市民意識調査」を行うことにより、市民のニーズを的確に捉え広報手法や補助制度等の耐震対策の見直しと、新たな施策の検討を行っていきます。

また、ダイレクトメールや個別訪問などにより、所有者等へ積極的かつ効果的に耐震化への啓発を図るとともに、耐震改修が必要な所有者等へは、状況に合わせた情報提供やフォローアップを継続的に行い、課題や不安を伺いながら耐震化への誘導に取り組めます。

これまでに静岡市が行った相談会や教室等

耐震相談コーナーの開設



職人まつり

(公社) 静岡県建築士会の補助出展



耐震合同説明会

静岡大工建築業協同組合との合同説明会

耐震化の必要性の説明と木造耐震模型「ぶるる」の展示 (こども向けの啓発活動)



大工まつり

身近にある危険から身を守る教室



しずおか建設まつり

実際の現場を見ることのできる見学会



通学教室



補強工事を PR する現場説明会

3-7 安心して耐震改修を行うための相談体制等の整備

(1) 耐震相談窓口の設置

本市では、市民のための耐震相談窓口を設置し、耐震対策の相談やわが家の専門家診断の受付を行っています。また、耐震改修の工法や工期、標準的な工事費、新しい耐震技術などの情報収集に努め、今後も市民に提供していきます。

市民相談室においても、住宅建築に関する相談に対応するため、専門家によるリフォーム相談や建築設計相談等を開設し、市民の様々な建築相談に応じています。

なお、契約や金銭上のトラブルについての相談は消費生活センター及び県民生活センターと連携をとって引継ぎ対応していきます。

(2) 専門技術者の検索・紹介体制の整備

建築指導課では、耐震改修にかかわる専門技術者の検索や紹介ができるように、静岡県耐震診断補強相談士等の名簿を備え、市民が閲覧できるようにしています。

①「静岡県耐震診断補強相談士（木造住宅の耐震診断・相談）」

地震に対して多数の者の安全及び市街地の防災安全性の確保を図ることを目的に、知事の認定を受け、わが家の専門家診断を行う者。

②「減災ネットワーク地域相談員」

本市では、次の団体と「静岡市建築物等減災推進活動に関する協力協定書」を締結し、建築物等の減災活動を推進しています。

○公益社団法人静岡県建築士会中部ブロック

○一般社団法人静岡県建築士事務所協会中部支部

(3) 関係行政機関との連携

静岡県建築行政連絡会議内に設置した耐震改修促進法運用部会を活用して耐震改修計画の認定事務の円滑化及び平準化に努めるとともに、既存建築物の地震対策について、意見交換及び情報交換に努め、静岡県及び他の特定行政庁と連携を図りながら既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

(4) 専門家の役割と行政との協働

公益社団法人静岡県建築士会、一般社団法人静岡県建築士事務所協会、静岡大工建築業協同組合、清水建築組合、

公益社団法人日本エクステリア建設業協会 等

関係団体は、専門家として知識と経験があり、市民への影響力も大きいことから、各団体に対し耐震対策事業のPRを行い、耐震化の促進と耐震対策事業の活用に向けて協働しています。

今後も各団体と協力し、リフォーム工事に併せた耐震改修の実施への誘導を促していきます。

(5) 建築物の地震に対する安全性の認定

本市では、耐震関係規定又は地震に対する安全上国土交通大臣が定める基準に適合している建築物について、耐震改修促進法第22条に基づき、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を引き続き行います。

この認定を受けた場合、対象の建築物へ地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の表示を行うことができます。

(6) 長周期地震動への対応

長周期地震動への対応が必要な建築物の所有者（管理者を含む）に対し、国より示された対策【超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）】に基づき、指導、助言等を行うと共に国の支援制度の周知を行います。また、専門家による検証や、必要に応じた措置に努めるよう要請すると共に、対応状況を把握するために報告を求めます。

3-8 耐震化を促進するための指導等

建築物の所有者等に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

(1) 耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

本市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者等に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、確実に実施します。

耐震改修促進法第9条（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「耐震改修促進法施行規則」という。）第22条（耐震改修促進法施行規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定

により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しましたが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物の所有者等が不利になることのないよう、適宜情報を更新していきます。

また、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者等に対して、同法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施していくとともに、指導に従わない場合において同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等により公表していきます。

(2) 耐震改修促進法と静岡県地震対策推進条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施（耐震診断義務付け対象建築物を除く）

①対象となる建築物

耐震改修促進法及び静岡県地震対策推進条例（以下「県条例」という。）では、全ての既存耐震不適合建築物（法第 14 条及び第 16 条）の所有者等は、耐震診断及び必要な耐震改修を行うよう努めることとされています。

本市は、指導の必要があると認めるときは、その所有者に対し指導及び助言の実施に努めます。また、同法第 15 条第 2 項に規定する特定建築物は、特にその倒壊を防止する必要性が高いものとして、その所有者等に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知をするとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施していくとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等により公表していきます。

なお、耐震改修促進法と県条例により指導及び助言、指示、公表の対象となる建築物は表 3-1 のとおりです。

表 3-1 指導及び助言、指示、公表の対象建築物

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
耐震改修 促進法	全ての既存耐震 不適格建築物 (法第 16 条ほか)	特定建築物のうち、 一定規模以上のもの (法第 15 条第 2 項) (表 2-1)	緊急輸送路、避難路又は 避難地・避難所等に面す る既存建築物(※1) (静岡県地震対策推進 条例第 15 条第 4 項)	指示を受けたが、正当 な理由がなく、その指 示に従わなかった特定 建築物 (法第 15 条第 3 項)

※1 耐震改修促進法による指示を行った建築物は除外します。

②指導等の方法

(ア) 指導及び助言の方法

「指導」及び「助言」は、建築物の所有者等に対し、耐震診断又は耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し(啓発文書の送付等を含む。)、その実施に関し適宜相談に応じる方法で行います。

また、特に耐震診断等の必要な建築物の所有者等に対し、パンフレット等を用いた説明や個別訪問を行います。

(イ) 指示の方法

「指示」は、(ア)の指導及び助言に対し、耐震診断又は耐震改修が実施されない場合において、改めて実施を促したにもかかわらず対応が得られないときには、所有者等に対し具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行います。

「指示」は、指導及び助言したものについてのみできるということだけでなく、指導及び助言を経なくてもできるものとします。

(ウ) 公表の方法

「公表」は、所有者等が、「正当な理由」がなく耐震診断又は耐震改修の「指示」に従わない場合に行います。

なお、当該建築物の所有者等が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない

場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を勘案し「公表」の判断をします。

「公表の方法」については、耐震改修促進法に基づく公表であること、広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要があり、市民が閲覧できるようにホームページへの掲載を基本とします。

③耐震診断又は耐震改修の指導等を行うべき建築物の選定及びその優先順位

(ア) 指導及び助言の対象建築物

◎全ての既存耐震不適格建築物

(耐震改修促進法第 14 条及び第 16 条、県条例第 15 条第 3 項に基づく建築物)

(イ) 指示の対象建築物

a 耐震診断の実施を指示する建築物

◎耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく建築物 (表 3-3)

◎県条例第 15 条第 4 項に基づく緊急輸送路、避難路又は市地域防災計画において設定されている避難地又は避難所に面する既存建築物

b 耐震改修を指示する建築物

◎「耐震診断を指示する建築物」のうち、ランクⅢの建築物と公共建築物のランクⅡの建築物とします。(ランクⅡ、Ⅲについては、表 3-2 各ランクの建築物の耐震性能を参照)

(ウ) 公表の対象建築物 (県条例第 15 条第 4 項に基づく緊急輸送路等沿いの既存建築物を除く。)

a 耐震診断の指示に従わないために公表する建築物

◎昭和 46 年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない特定建築物 (※) (以下「昭和 46 年以前の建築物」という。) で、耐震診断の指示に従わなかった建築物

※ 阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告により、建築年と被害状況との関係から昭和 46 年以前の建築物は倒壊等の甚大な被害が報告されているため。

b 耐震改修の実施の指示に従わないために公表する建築物

◎次のいずれかに該当するもので耐震診断の指示に従わなかった特定建

建築物

- ・ランクⅢの（１）災害時の拠点となる建築物
- ・表 3-3（２）不特定多数の者が利用する建築物及び（３）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（工）建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法第 10 条では、同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物（同法第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができるとしています。

本市では、原則として、耐震改修の指示に従わないために公表した特定建築物で、同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物の内、耐震性能ランクⅢの②に該当するものに対し、耐震改修を勧告し、従わない場合は命令をします。

（３）耐震改修促進法と県条例による耐震診断又は耐震改修の指導等、建築基準法による勧告又は命令についての静岡県との連携

本市は、指導等を行うべき建築物の選定、実施及び公表、建築基準法の勧告、命令については、静岡県と連携して行います。

表3-2 各ランクの想定される大地震に対する耐震性能と判定基準

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	静岡県の判定基準	
		備考欄		旧基準の建築物 (重要度係数 C_1)	新基準の建築物 (用途係数 I)
I	Ia	耐震性能が優れている建物。軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	RC,S,SRC,CB	$I_s/ET \geq 1.0$ ($C_1=1.25$)	$I=1.25$
			W	総合評点 ≥ 1.5	
I	Ib	耐震性能が良い建物。倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	RC,S,SRC,CB	$I_s/ET \geq 1.0$ ($C_1=1.0$)	$I=1.0$
			W	$1.0 \leq$ 総合評点 < 1.5	
II		耐震性能がやや劣る建物。倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることが想定される。	RC,S,SRC,CB	$I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	
			W	$0.7 \leq$ 総合評点 < 1.0	
III		耐震性能が劣る建物。倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	RC,S,SRC,CB	$I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	
			W	総合評点 < 0.7	

用語説明

耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標	建築物が保有する耐力を表す指標
静岡県の耐震判定指標値	想定される大規模地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値 $ET = E_s \times C_1 \times CG$ E_s : 基本耐震指標値 CG : 地形指標 かけ地等の場合 1.25 その他の場合は 1.0
用途係数	建築物の用途により地震力を割り増す係数 $I=1.25$ の場合 ランク Ia $I=1.0$ の場合 ランク Ib
建築物の重要度係数	地震による建築物の破壊を抑える程度を表す係数 $C_1=1.25$ の場合 地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする $C_1=1.0$ の場合 地震時に倒壊せずある程度の被害にとどめる
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表す指標 (耐震診断で算定)

建築物の構造	
W	木造 (Wood)
RC	鉄筋コンクリート造 (Reinforced Concrete)
S	鉄骨造 (Steel)
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造 (Steel Reinforced Concrete)
CB	コンクリートブロック造 (Concrete Block)

表3-3 特定建築物の耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築の選定

法・条例	用途			指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに 限る)	建築基準法に基づき勧告、命令 することができる建築物(原則、 公表したものに 限る)	
耐震改修促進法第15条第2項の特定建築物	(1) 災害時の拠点となる建築物	ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	市庁舎、区役所、消防署、警察署、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	耐震改修促進法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物	—
		イ	住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等			
				体育館			
				幼稚園、保育所など			
		ウ	救急医療等を行う施設	病院、診療所			
	エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等				
	オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶、航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
	(2) 不特定多数の者が利用する建築物			百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	耐震改修促進法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物	—
				ホテル・旅館			
				集会場・公会堂			
				劇場、観覧場、映画館、演芸場			
				博物館、美術館、図書館			
				展示場			
				飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等			
				理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等			
遊技場							
ボウリング場、スケート場、水泳場等							
公衆浴場							
自動車車庫又は自転車の停留又は駐車のための施設							
(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		—					
条例第15条第4項の建築物	(4) 全ての用途	診断	緊急輸送路等沿いの既存建築物				
		改修	・ランクⅢの建築物 ・ランクⅡの公共建築物				

3-9 関連する計画との連携、各課との協働

1 関連する計画との連携

静岡市で策定している、「防災」や「耐震」に関する計画と連携を図り、目標の実現のために情報共有や施策の調整等を積極的に図っていきます。

①「静岡市総合計画」との連携

静岡市総合計画には、建物の耐震化事業を始めとする様々な関連事業が記載されています。その事業計画の進行管理や重要施策の調査、調整を図っていきます。

②地域防災計画、アクションプログラムとの連携

各計画内の目標や達成状況などの共有、調整を行っていきます。

また「地震」関連のアクションに対する施策の情報共有や、提案・調整などを継続的に行い、相互の計画に必要な応じて加筆、修正していきます。

③国土強靱化計画との連携

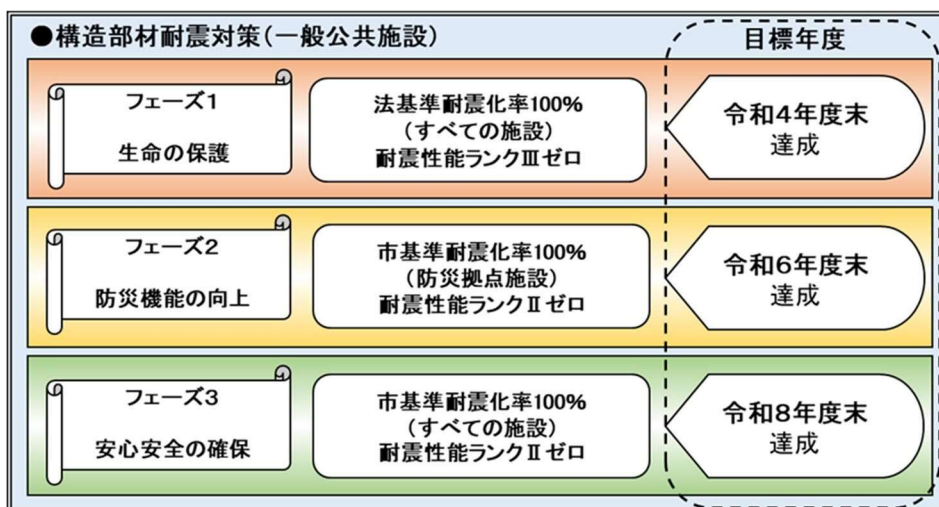
計画内の目標や達成状況を共有し、調整を図っていきます。

また、緊急輸送路の整備と緊急輸送路沿いのブロック塀の除却、要安全確認計画記載建築物の耐震化を進めていき、災害時に迅速な道路啓開を実現するため、調整や情報の共有に努めていきます。

④静岡市公共建築物耐震対策推進計画との連携

公共建築物の耐震化について、達成状況を共有し、調整を図っていきます。

図 3-1 静岡市公共建築物耐震対策推進計画の目標



※公共建築物の耐震性能のランクについては、P28「表3-2」参照

2各課との協働

①市民自治推進課との協働

自治会総会等で住宅の耐震化の重要性についての説明や助成制度について、各種チラシの配布とともに継続的な周知・啓発活動を行っていきます。

また自治会や町内会の活動での耐震化及び助成制度の説明機会の創出を行い、耐震化を促進します。

②福祉総務課との協働

補助制度のチラシ配布や電話連絡等により、民間福祉施設への耐震化の重要性の周知・啓発をしていきます。

また、助成制度についての説明や、耐震化に向けての相談、情報共有等も積極的に行っていきます。

③保健衛生医療課との協働

感染症対策等の説明会の中で、想定されるシーンの一つとして、住宅の所有者に対し、被災後の避難所生活に感染症のリスクがあるため、住宅の耐震化をすることで被災後も自宅で生活できるようになり、感染症対策ができることを説明していきます。

④産業政策課との協働

中小企業の耐震化に伴う費用については、金融機関所定金利より低い利率で融資を受けられる融資制度が設けられています。（静岡県商工金融課）

設備の更新等を考えている中小企業の方たちに、併せて建築物自体の耐震化を図り、企業が今後も継続して活動できるよう協力して周知・啓発を図っていきます。

⑤予防課との協働

特定建築物（法第14条2項）の所有者への査察時など、耐震化の重要性の周知していき、耐震改修の助成制度の説明、耐震化に向けた相談、情報共有等を積極的に行っていきます。

⑥児童生徒支援課との協働

市が行うブロック塀調査時など、通学路沿いにおけるブロック塀等で危険性のあるものについては、補助制度のチラシ配布を行い、所有者等に対して除却、改善等の周知・啓発を行っていきます。

資料編

目次

1	プロジェクト「TOUKAI-O」等補助事業実績	1
2	特定建築物の耐震化の現状	2
3	南海トラフ巨大地震に対する耐震性能と判定基準資料	5
4	関係法令及び条例等	6
	（1）建築物の耐震改修の促進に関する法律	6
	（2）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	11
	（3）静岡県地震対策推進条例	17
	（4）静岡県地震対策推進条例施行規則	18
	（5）建築基準法	18
	（6）建築基準法施行令	19
5	各事業の補助制度の概要	20
	（1）住宅の補助制度の概要	20
	（2）建築物の補助制度の概要	21
	（3）要緊急安全確認大規模建築物の補助制度の概要	21
	（4）要安全確認計画記載建築物の補助制度の概要	21
	緊急輸送ルートの路線一覧	22
	（5）ブロック塀等の撤去・改善補助制度の概要	23
	（6）家具等の固定費用の補助制度の概要	23
	（7）がけ地近接危険住宅移転の補助制度の概要	24
6	静岡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	24

1 プロジェクト「TOUKA I-O」等補助事業実績

図1 木造住宅の耐震化補助事業の累計値（単位：戸）

（令和2年4月現在）

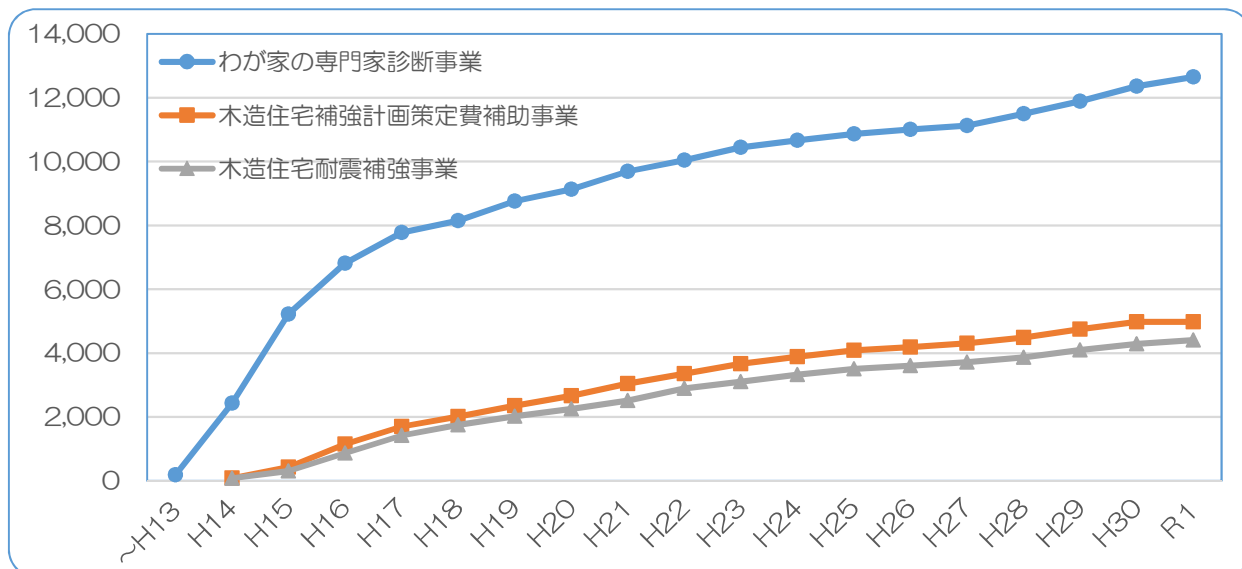
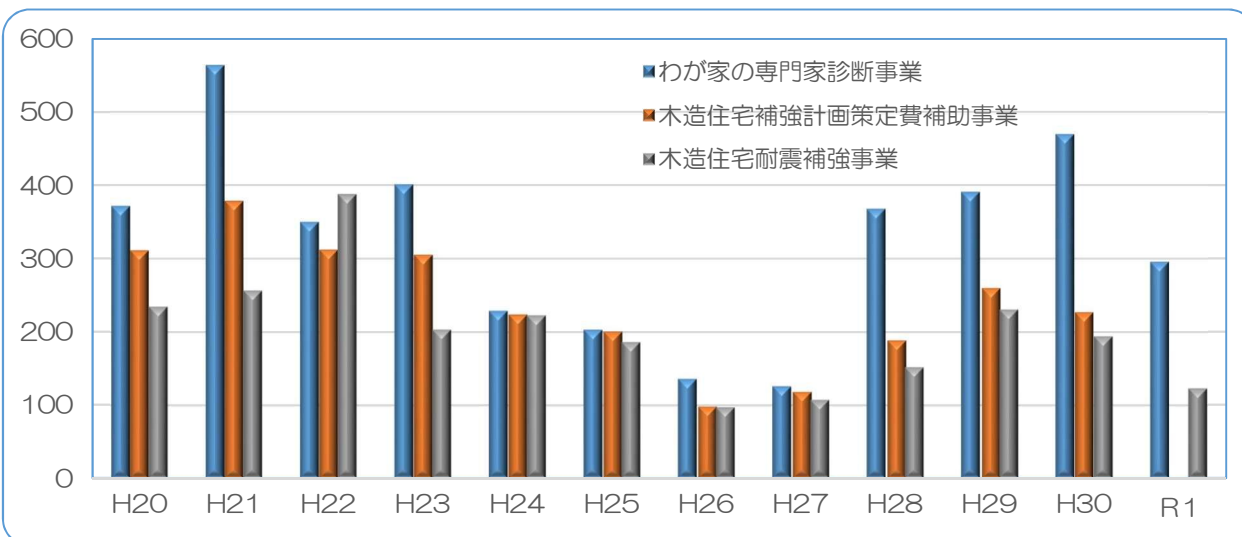


図2 木造住宅の耐震化補助事業の推移

（令和2年4月現在）



	~H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累計
わが家の専門家診断事業	8756	371	563	349	400	228	202	135	125	367	390	469	295	12650
木造住宅補強計画策定費補助事業	2354	311	378	312	305	224	201	99	119	189	260	227		5102
木造住宅耐震補強事業	2019	234	256	387	203	222	186	97	107	152	230	194	※1	4410

※1：平成30年度までは木造住宅補強計画策定事業と木造住宅耐震補強事業がそれぞれ別の事業でしたが、令和元年度より補強計画・補強工事が一体となった木造住宅耐震補強助成事業になりました。

2 特定建築物の耐震化の現状

(特定建築物実態調査結果)

(単位:棟、%) 令和2年4月現在)

法	用途	特定建築物	計 (①= ②+③)	G H I J K L M N O P Q R S T U											耐震性 有の建 築物数 合計 (H+O+Q)	耐震 化率 (S/G)	耐震性有 の建 築物数 (推計値) (④)		
				昭和56 年6月 以降の 建築物 (②)	昭和 56年5 月以 前の 建 築 物 (③)	台帳上 の特定 建築物	解体 (建替 含む)	耐震 診断 未実 施建 物	耐震 診断 実 施 建 物	耐震 診断 実 施 率 (%)	耐震 性有	耐震 性無	耐震 改修	未改 修					
(1)災害時の拠点となる建築物 法6条第1号	ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設 県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	80	57	23	31	8	0	23	100.0%	6	17	17	0	80	100.0%	80		
			公共建築物	70	48	22	30	8	0	22	100.0%	5	17	17	0	70	100.0%	70	
			民間建築物	10	9	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	0	10	100.0%	10	
	イ	住民の避難所等として使用される施設	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校等	309	108	201	221	20	0	201	100.0%	38	163	161	2	307	99.4%	307	
				公共建築物	279	90	189	192	3	0	189	100.0%	37	152	152	0	279	100.0%	279
				民間建築物	30	18	12	29	17	0	12	100.0%	1	11	9	2	28	93.3%	28
			上記以外の学校	140	80	60	83	23	5	55	91.7%	8	47	41	6	129	92.1%	129	
				公共建築物	62	43	19	33	14	0	19	100.0%	2	17	17	0	62	100.0%	62
				民間建築物	78	37	41	50	9	5	36	87.8%	6	30	24	6	67	85.9%	67
		幼稚園	70	51	19	30	11	0	19	100.0%	4	15	15	0	70	100.0%	70		
			公共建築物	7	5	2	2	0	0	2	100.0%	1	1	1	0	7	100.0%	7	
			民間建築物	63	46	17	28	11	0	17	100.0%	3	14	14	0	63	100.0%	63	
		保育所	82	60	22	40	18	0	22	100.0%	6	16	16	0	82	100.0%	82		
			公共建築物	34	17	17	27	10	0	17	100.0%	5	12	12	0	34	100.0%	34	
			民間建築物	48	43	5	13	8	0	5	100.0%	1	4	4	0	48	100.0%	48	
	体育館 (一般公共の用に供されるもの)	12	7	5	6	1	0	5	100.0%	1	4	4	0	12	100.0%	12			
		公共建築物	11	6	5	6	1	0	5	100.0%	1	4	4	0	11	100.0%	11		
		民間建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1		
	ウ	救急医療等を行う施設	病院	75	56	19	21	2	5	14	73.7%	5	9	5	4	66	88.0%	66	
				公共建築物	8	6	2	2	0	0	2	100.0%	0	2	2	0	8	100.0%	8
民間建築物				67	50	17	19	2	5	12	70.6%	5	7	3	4	58	86.6%	58	
診療所		22	19	3	7	4	3	0	0.0%	0	0	0	0	19	86.4%	19			
		公共建築物	0	0	0	1	1	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0		
		民間建築物	22	19	3	6	3	3	0	0.0%	0	0	0	0	19	86.4%	19		
エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	117	115	2	3	1	0	2	100.0%	0	2	2	0	117	100.0%	117		
			公共建築物	2	2	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%	2	
			民間建築物	115	113	2	3	1	0	2	100.0%	0	2	2	0	115	100.0%	115	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	26	24	2	3	1	0	2	100.0%	2	0	0	0	26	100.0%	26			
		公共建築物	14	12	2	3	1	0	2	100.0%	2	0	0	0	14	100.0%	14		
		民間建築物	12	12	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	12	100.0%	12		
オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	2	2	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%	2		
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	
			民間建築物	2	2	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%	2	
			計(1)	935	579	356	445	89	13	343	96.3%	70	273	261	12	910	97.3%	910	
	公共建築物	487	229	258	296	38	0	258	100.0%	53	205	205	0	487	100.0%	487			
	民間建築物	448	350	98	149	51	13	85	86.7%	17	68	56	12	423	94.4%	423			

劇場・観覧場・映画館又は演芸場		9	9	0	5	5	0	0	0.0%	0	0	0	0	9	100.0%	9
	公共建築物	5	5	0	2	2	0	0	0.0%	0	0	0	0	5	100.0%	5
	民間建築物	4	4	0	3	3	0	0	0.0%	0	0	0	0	4	100.0%	4
集会場		32	27	5	11	6	2	3	60.0%	0	3	3	0	30	93.8%	30
	公共建築物	18	13	5	8	3	2	3	60.0%	0	3	3	0	16	88.9%	16
	民間建築物	14	14	0	3	3	0	0	0.0%	0	0	0	0	14	100.0%	14
博物館・美術館・図書館又は展示場		12	7	4	5	1	1	3	75.0%	0	3	2	1	9	75.0%	9
	公共建築物	8	6	2	2	0	0	2	100.0%	0	2	2	0	8	100.0%	8
	民間建築物	4	1	2	3	1	1	1	50.0%	0	1	0	1	1	25.0%	1
百貨店		10	4	4	6	2	0	4	100.0%	0	4	4	0	8	80.0%	8
	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0
	民間建築物	10	4	4	6	2	0	4	100.0%	0	4	4	0	8	80.0%	8
ホーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設又は遊技場		22	16	6	10	4	2	4	66.7%	1	3	0	3	17	77.3%	18
	公共建築物	4	3	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	0	4	100.0%	4
	民間建築物	18	13	5	9	4	2	3	60.0%	0	3	0	3	13	72.2%	14
公会堂		3	1	2	5	3	0	2	100.0%	2	0	0	0	3	100.0%	3
	公共建築物	3	1	2	5	3	0	2	100.0%	2	0	0	0	3	100.0%	3
	民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0
卸売市場又はマーケットその他の 物品販売業を営む店舗		88	41	47	61	14	34	13	27.7%	1	12	9	3	51	58.0%	51
	公共建築物	3	0	3	3	0	0	3	100.0%	0	3	3	0	3	100.0%	3
	民間建築物	85	41	44	58	14	34	10	22.7%	1	9	6	3	48	56.5%	48
ホテル又は旅館		76	43	33	42	9	27	6	18.2%	1	5	2	3	46	60.5%	47
	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1
	民間建築物	75	42	33	42	9	27	6	18.2%	1	5	2	3	45	60.0%	46
自動車車庫その他の自動車又は 自転車の停留又は駐車のための 施設		32	31	1	5	4	1	0	0.0%	0	0	0	0	31	96.9%	31
	公共建築物	6	6	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	6	100.0%	6
	民間建築物	26	25	1	5	4	1	0	0.0%	0	0	0	0	25	96.2%	25
公衆浴場		2	2	0	1	1	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%	2
	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0
	民間建築物	2	2	0	1	1	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%	2
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これ らに類するもの		30	15	15	20	5	12	3	20.0%	2	1	0	1	17	56.7%	17
	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0
	民間建築物	30	15	15	20	5	12	3	20.0%	2	1	0	1	17	56.7%	17
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行そ の他これらに類するサービス業を 営む店舗		21	11	10	18	8	0	10	100.0%	0	10	9	1	20	95.2%	20
	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0
	民間建築物	21	11	10	18	8	0	10	100.0%	0	10	9	1	20	95.2%	20
計(2)		337	207	127	189	62	79	48	37.8%	7	41	29	12	243	72.1%	245
	公共建築物	48	35	13	21	8	2	11	84.6%	3	8	8	0	46	95.8%	46
	民間建築物	289	172	114	168	54	77	37	32.5%	4	33	21	12	197	68.2%	199

法第6条第1号	(3) 特定多数の者が利用する建築物	事務所		452	316	136	209	73	51	85	62.5%	23	62	45	17	384	85.0%	390
			公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1
			民間建築物	452	316	136	209	73	51	85	62.5%	23	62	45	17	384	85.0%	390
	工場		210	141	69	99	30	30	39	56.5%	1	38	27	11	169	80.5%	169	
		公共建築物	8	8	0	2	2	0	0	0.0%	0	0	0	0	8	100.0%	8	
		民間建築物	202	133	69	97	28	30	39	56.5%	1	38	27	11	161	79.7%	161	
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿		1,078	706	372	502	130	71	301	80.9%	254	47	27	20	987	91.6%	1,001	
		公共建築物	355	120	235	273	38	10	225	95.7%	205	20	12	8	337	94.9%	345	
		民間建築物	723	586	137	229	92	61	76	55.5%	49	27	15	12	650	89.9%	656	
	計(3)		1,740	1,163	577	810	233	152	425	73.7%	278	147	99	48	1,540	88.5%	1,560	
		公共建築物	363	128	235	275	40	10	225	95.7%	205	20	12	8	345	95.0%	353	
		民間建築物	1,377	1,035	342	535	193	142	200	58.5%	73	127	87	40	1,195	86.8%	1,207	
	小計(1)+(2)+(3)		3,012	1,949	1,060	1,444	384	245	815	76.9%	355	460	389	71	2,693	89.4%	2,715	
		公共建築物	898	392	506	592	86	12	494	97.6%	261	233	225	8	878	97.8%	886	
		民間建築物	2,114	1,557	554	852	298	233	321	57.9%	94	227	164	63	1,815	85.9%	1,829	

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

(過去に実施した耐震診断の結果から耐震性有となる割合を求め、その割合を耐震診断未実施件数に掛けて得られた数を耐震性有の建築物に加算して耐震化率を推計)

※ () は、第1次計画において、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進法に基づき指定した道路の沿道に面する特定建築物数(内数)

3 南海トラフ巨大地震に対する耐震性能と判定基準資料

(令和2年4月1日現在)

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	静岡県の判定基準	
		備考欄		旧基準の建築物 (重要度係数 C_I)	新基準の建築物 (用途係数 I)
I	Ia	耐震性能が優れている建物。軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	RC,S,SRC,CB	$s/ET \geq 1.0$ ($C_I=1.25$)	$I=1.25$
	Ib	耐震性能が良い建物。倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	W	総合評点 ≥ 1.5	
II		耐震性能がやや劣る建物。倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることが想定される。	RC,S,SRC,CB	$s/ET < 1.0$ かつ $s \geq 0.6$	$I=1.0$
			W	$1.0 \leq \text{総合評点} < 1.5$	
III		耐震性能が劣る建物。倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	RC,S,SRC,CB	$s/ET < 1.0$ かつ $s < 0.6$	
			W	総合評点 < 0.7	

用語説明

耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標 (I_s 値)	建築物が保有する耐力を表わす指標 (耐震診断で算定)
静岡県の耐震判定指標値 (ET 値)	東海地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値 $ET = E_s \times C_I \times C_G$ E_s : 基本耐震指標値 C_I : 用途係数 重要な場合は 1.25 C_G : 地形指標 がけ地等の場合 1.25 その他の場合は 1.0
用途係数 (I)	建築物の用途により地震力を割り増す係数 $I=1.25$ の場合 ランク Ia $I=1.0$ の場合 ランク Ib
建築物の重要度係数 (C_I)	地震による建築物の破壊を抑える程度を表わす係数 $C_I=1.25$ の場合 地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする $C_I=1.0$ の場合 地震時に倒壊せずある程度の被害にとどめる
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表わす指標 (耐震診断で算定)
建築物の構造	
RC	鉄筋コンクリート造 (鉄筋コンクリート造の中には、県営住宅で採用されている特殊な構造として、壁式鉄筋コンクリート造(WRC)と壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造(WPC)がある)
S	鉄骨造 (軽量鉄骨を使用する場合は軽量鉄骨造(LS)とする)
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
CB	コンクリートブロック造
W	木造

4 関係法令及び条例等

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勧告して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築

物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

附 則 抄

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

- 七 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和三十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和三十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和三十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和三十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に應じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所

- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則 抄

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊によ

り当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからハまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。))を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

(3) 静岡県地震対策推進条例（平成 8 年 3 月 28 日条例第 1 号）（抜粋）

(既存建築物の耐震性の向上)

- 第 15 条 既存建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。
- 3 知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。)第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける特定建築物を除く。以下この項において同じ。)の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。
- 4 知事は、緊急輸送路、避難路(市町地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。)又は市町地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所(以下「避難地等」という。)に面する既存建築物(耐震改修促進法第 7 条第 2 項の規定の適用を受ける特定建築物を除く。以下この項において同じ。)について、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
- 5 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(建築物の落下対象物の安全性の向上)

- 第 16 条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物(建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。
- 2 県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
- 3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。
- 4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。
- 5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(ブロック塀等の安全性の向上)

- 第 17 条 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修(生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。)を行うよう努めなければならない。
- 2 県は、市町と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
- 3 知事は、市町長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。
- 4 知事は、市町長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。
- 5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるとき

は、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(4) 静岡県地震対策推進条例施行規則（平成 8 年規則第 7 号）（抜粋）

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県地震対策推進条例(平成 8 年静岡県条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難路)

第 2 条 条例第 15 条第 4 項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路(幹線避難路として設定されているものを除く。以下同じ。)とする。

- (1) 地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖^{がけ}崩れ又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。)から住民等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路
- (2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 項の都市計画において定められた容積率の限度が 400 パーセント以上の商業地域又は近隣商業地域内の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項及び第 2 項の道路

(5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(6) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) (抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

5 各事業の補助制度の概要

(1) 住宅の補助制度の概要

(令和3年4月現在)

区分	事業名	補助額
木造住宅 ※3	対象	昭和56年5月以前に建築された住宅
	① 耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 専門家による耐震診断 診断費用は無料
	① 補強工事	【木造住宅耐震事業】 補強工事（補強計画含む）に対する補助 補強工事（補強計画含む）に係る費用の8/10を補助 限度額：100万円（※1） ※1:ただし条件によっては限度額：115万円 条件については、建築指導課まで問い合わせください。
非木造住宅	対象	昭和56年5月以前に建築された住宅（②及び③については、階数3かつ1,000㎡以上のマンションに限る。）
	① 耐震診断	【非木造住宅耐震診断事業】 耐震診断に対する補助 見積額と基準額（※2）を比較していずれか少ない額の2/3を補助
	② 補強計画	【建築物補強計画策定事業】 補強計画の策定に対する補助 見積額と基準額（※2）を比較していずれか少ない額の2/3を補助 限度額：419万円
③ 補強工事	【建築物耐震補強事業】 補強工事に対する補助 見積額と基準額（※2）を比較していずれか少ない額の23%の2/3を補助	

※2 基準額は、対象事業及び条件等により異なります。

※3 木造住宅の耐震補強工事の実施にあたっては、すべての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、本市の木造住宅補強助成事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとし、2階以上の耐震性能の確保は任意とする。

(2) 建築物の補助制度の概要

(令和3年4月現在)

区分	事業名	対象建築物	補助額
民間建築物	① 耐震診断	【建築物耐震診断事業】 耐震診断に対する補助	昭和56年5月以前 見積額と基準額(※)を比較していずれか少ない額の2/3を補助
	② 補強計画	【建築物補強計画策定事業】 補強計画の策定に対する補助	昭和56年5月以前 特定建築物に限る 見積額と基準額(※)を比較していずれか少ない額の2/3を補助 限度額 419万円
	③ 補強工事	【建築物耐震補強事業】 補強工事に対する補助	見積額と基準額(※)を比較していずれか少ない額の23%の2/3を補助

※ 基準額は、対象事業及び条件等により異なります。

(3) 要緊急安全確認大規模建築物の補助制度の概要

(令和2年4月現在)

区分	事業名	対象建築物	補助額
民間建築物	① 補強計画	【要緊急安全確認大規模建築物補強計画事業】 補強計画の策定に対する補助	昭和56年5月以前 見積額と基準額(※)を比較していずれか少ない額の5/6を補助 限度額 523万円
	② 補強工事	【要緊急安全確認大規模建築物耐震補強事業】 補強工事に対する補助	見積額と基準額(※)を比較していずれか少ない額の607/1800を補助

※ 基準額は、対象事業及び条件等により異なります。

(4) 要安全確認計画記載建築物の補助制度の概要

(令和5年4月現在)

区分	事業名	対象建築物	補助額
民間建築物	③ 補強計画	【要安全確認計画記載建築物耐震補強事業】 補強計画の策定に対する補助	昭和56年5月以前 見積額と基準額(※)を比較していずれか少ない額の5/6を補助 限度額 523万円
	④ 補強工事・ 除却工事	【要安全確認計画記載建築物耐震補強事業】 補強工事・除却工事に対する補助	見積額と基準額(※)を比較していずれか少ない額の11/15を補助 限度額 4,400万円

※ 基準額は、対象事業及び条件等により異なります。

表1 緊急輸送ルートの路線一覧

施設名	東名高速			新東名高速		
	IC名	距離(km)	ルート	IC名	距離(km)	ルート
静岡県庁	静岡IC	5	(主)中島南安倍線→ (一)静岡環状線→ (一)藤枝静岡線→ (主)井川湖御幸線→ (市)城内3号線	新静岡IC	8	(主)山脇大谷線→ (主)井川湖御幸線→ (市)城内3号線
静岡市役所	静岡IC	5	(主)中島南安倍線(1次)→ (一)静岡環状線→ (一)藤枝静岡線→ (主)井川湖御幸線(2次)	新静岡IC	8	(主)山脇大谷線→ (主)井川湖御幸線(2次)
静岡県立総合病院	清水IC	10	(国)1号BP(1次)→ (市)千代田麻機線→ (市)北安東8号線	新静岡IC	6	(主)山脇大谷線[74](1次)→ (国)1号BP(1次)→ (市)千代田麻機線→ (市)北安東8号線
静岡市立静岡病院	静岡IC	5	(主)中島南安倍線[84](1次)→ (一)静岡環状線→ (一)藤枝静岡線→ (市)中野長谷通線	新静岡IC	7	(主)山脇大谷線[74]→ (主)井川湖御幸線[27](2次)→ (市)中野長谷通線
静岡市立清水病院	清水IC	7	(国)1号BP(1次)→ (主)清水停車場線[54](1次)→ (国)1号(1次)→ (一)入江富士見線[197]→ (一)駒越富士見線[198](2次)	清水いはらIC	12	(主)清水富士宮線[75](1次)→ (国)1号BP(1次)→ (主)清水停車場線[54](1次)→ (国)1号(1次)→ (一)入江富士見線[197](2次)→ (一)駒越富士見線[198](2次)
静岡赤十字病院	静岡IC	5	(主)中島南安倍線[84](1次)→ (一)静岡環状線→ (一)藤枝静岡線→ (主)井川湖御幸線[27](2次)	新静岡IC	8	(主)山脇大谷線[74]→ (主)井川湖御幸線[27](2次)
静岡済生会総合病院	静岡IC	5	(主)中島南安倍線[84](1次)→ (市)丸子池田線→ (市)宮前大谷線	新静岡IC	9	(主)山脇大谷線[74](1次)→ (国)1号(1次)→ (市)東静岡南北線→ (一)静岡草薙清水線→ (市)宮前大谷線

(5) ブロック塀等の撤去・改善補助制度の概要

(令和5年4月現在)

区分	事業名	対象	補助額
ブ ロ ッ ク 塀 等	【ブロック塀等耐震化促進事業】 撤去 倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等の撤去に対する補助	避難路(◆)、又は地域防災計画に定められた避難地に沿って設置されたブロック塀等	見積額と基準額(※)を比較していずれか少ない額の2/3を補助 限度額：10万円 (避難所がある敷地又は避難地沿いの塀については上限なし)
	【ブロック塀等耐震化促進事業】 改善 県条例に規定するブロック塀等(避難所がある敷地・避難地・避難路・緊急輸送路等に面するもの)を安全な塀へ改善するものに対する補助	緊急輸送ルート、緊急輸送路又は地域防災計画に定められた避難地に沿って設置されたブロック塀等	見積額と基準額(※)を比較していずれか少ない額2/3を補助 限度額：25万円

◆避難路…自治会が避難のために必要とする道路、緊急輸送ルート、緊急輸送路、静岡市通学路総合安全計画による通学路のことをいう。

※ 基準額は、対象事業及び条件等により異なります。

(6) 家具等の固定費用の補助制度の概要

(令和3年4月現在)

区分	事業名	対象	補助額
家 具 等	【家具等固定推進事業】 家具等の固定金具取付費用に対する補助	高齢者等の世帯	家具(4点まで)の固定費用を補助 限度額：1万2千円

(7) かけ地近接危険住宅移転の補助制度の概要

(令和5年4月現在)

区 分		事業名	対 象	補助対象経費	限度額	
民間住宅	(移転前)危険住宅の除却	【かけ地近接危険住宅移転事業】 危険なかけに接して建っている住宅を安全な場所に移転する費用に対する補助	次のいずれかに該当する区域に建つ既存不適格住宅(※)、又はこれらの区域のうち、大規模地震等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行った住宅 ・災害危険区域 ・かけ条例規制区域内 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域	移転により不要になる住宅の除却費	97万5千円	
	移転先の土地の購入				金融機関から融資を受けた場合の利息返済額(年利率 8.5%を限度)	206万円
	移転先の敷地の造成					60万8千円
	移転先住宅の建築、購入					465万円

※既存不適格住宅…建築時には適法に建てられた住宅であって、その後、法令の改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分を生じた住宅のことをいう。

6 静岡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

静岡市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向けて、住宅の耐震化を強力に推進していくため、静岡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定します。

住宅の耐震化を強力に推進するために、住宅耐震化にかかる費用支援を継続するとともに、「①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進」、「②耐震診断実施者に対する耐震化促進」、「③改修事業者の技術力向上等」、「④耐震化の必要性に係る普及・啓発」等の取組みの更なる充実を図ります。

アクションプログラムの内容、取組の進捗状況については、HPにて公表しています。

(http://www.city.shizuoka.lg.jp/652_000086.html)